

記載
要領

- ・保護者記載欄以外は事業所が記載してください。鉛筆や消えるボールペン等で記入されたものは無効です。
- ・訂正される場合は必ず訂正箇所にて二重線を引いてください。修正液や修正テープでの訂正は無効です。
- ・記載事項に不明点がある場合は、事業所へ確認を行うことがあります。

No.	項目	
3	雇用(予定)期間等	「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 また、「□有期」をチェックした場合は、No.14について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
4	本人就労先事業所	証明書発行事業所住所と異なる場合は、本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 また、就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
5	雇用の形態	自営業主(個人事業主)に該当する場合は、確定申告書(第一表及び第二表)、営業許可証、開業届の写し等を添付してください。また、自営業専従者に該当する場合は、自営業主(個人事業主)の確定申告書(同上表)の写し等、専従者であることのわかる書類を添付してください。
6	就労時間 (固定就労の場合)	①就労の合計時間(月間)について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。 育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4週を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12月で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。
		②1月当たりの就労日数や、1週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12月で除した日数、週当たりの就労日数欄には48週で除した日数を記載してください。
		③平日、土曜、日祝毎に就労時間帯を記載してください。
6	就労時間 (変則就労の場合)	日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。
		④月間又は週間の就労時間(合計)について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5日を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。なお、週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4週を乗じた時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。
		⑤月間又は週間の就労日数について記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、12月で除した日数、もしくは48週で除した日数を記載してください。
7	就労実績	⑥主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数が多い)時間帯を記載してください。雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。
		直近3か月における1か月当たりの就労日数と就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績、もしくは育児休業取得後の(復職予定日月を含む)見込みを記載してください。また、新規採用等で3か月の就労実績がない場合は、今後の就労見込みを記載してください。 ※有給休暇の取得日や残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。
		[記載例]証明日2024年9月24日の場合 [1]4か月以上前から雇用 …………… 2024年6月(実績)、2024年7月(実績)、2024年8月(実績) [2]2024年6月 1日雇用開始 …… 2024年6月(実績)、2024年7月(実績)、2024年8月(実績) [3]2024年6月10日雇用開始 …… 2024年7月(実績)、2024年8月(実績)、2024年9月(見込) ※雇用開始が月初日の場合は開始月を含め、月途中日の場合は開始月を含めないでください。
9	育児休業の取得	法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。
11	復職(予定)年月日	取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、過去1年以内に復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。 ※No.8もしくはNo.9、No.10の期間の終了日と整合性が確認できる日を記載してください。
15	入所内定時育休短縮可否	育児休業の終了予定日よりも前の日付で入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
18	備考	No.6就労時間とNo.7就労実績との差が大きくあり、その理由にやむを得ない事情(子の病気による休暇など)がある場合には、この欄に理由等を記載してください。 また、その他特記事項があれば、この欄に記載してください。